

建設事業主団体  
・職業訓練法人  
の皆様へ

## 建設事業主等に対する助成金のご案内

建設事業主団体・職業訓練法人向け  
助成コース一覧（令和4年度）

### 人材確保等支援助成金

建設キャリアアップシステム等普及促進コース	【建設事業主団体】 建設キャリアアップシステム等の登録料・手数料に係る補助や申請手続の支援、就業履歴の蓄積を行うための機器・ソフトウェアの導入等の取組を行った場合	中小建設事業主団体 対象経費の2/3  中小建設事業主団体以外 対象経費の1/2	3 ページ
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース (建設分野)	【建設事業主団体】 若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合	中小建設事業主団体 対象経費の2/3  中小建設事業主団体以外 対象経費の1/2	9 ページ
	【広域的職業訓練法人】 建設工事に係る職業訓練の広報、啓発及び情報の提供等を行った場合	対象経費の2/3	17 ページ
作業員宿舍等設置助成コース (建設分野)	【広域的職業訓練法人】 認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備をおこなった場合	支給対象経費の1/2	18 ページ

### 人材開発支援助成金

建設労働者認定訓練コース	【中小建設事業主団体 ・職業訓練法人】 認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合	対象経費の1/6	19 ページ
建設労働者技能実習コース	【建設事業主団体】 若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合	中小建設事業主団体 対象経費の4/5  中小建設事業主団体以外 対象経費の2/3	21 ページ

それぞれのコースで上限額があります。  
助成額は100円未満切り捨てとなります。



建設事業主等に対する助成金 厚生労働省

検索

詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。  
各種申請書のダウンロードも可能です。  
※労働局へのお問い合わせは巻末の一覧をご活用ください。

## 助成金の利用に当たってのご注意

本冊子は、建設事業主に対する助成金の各コースの内容について簡潔に記載したものです。詳細な要件等については、**各コースの支給要領(※)**をご参照いただくか、最寄りの**労働局にお問い合わせください**(連絡先は巻末のページをご参照ください)。

※支給要領とは、助成金の支給に係る詳細について定めたものです。

支給要領掲載URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00007.html)

### (1) 申請期限の厳守

提出期限までに申請がない場合、助成金は受給できません。(提出期限・記入方法などについては、最寄りの都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に御相談ください。)

### (2) 現地確認などについて

支給要件の確認のため、費用負担、賃金の支払い、訓練などの実施状況、建設労働者の雇用状況などについて、現地での確認や聞き取りを行ったり、報告や書類の提出を求められることがあります。

これらの確認などに御協力いただけない場合、また支給要件に照らして申請書や添付書類などの内容に疑義がある場合には、助成金を受給できないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

### (3) 助成金の返還について

詐欺、脅迫、贈賄など刑法に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上犯罪を構成するに至らない場合でも、故意に助成金の計画届や支給申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金の支給を受け、又は受けようとした場合(以下「不正受給」という)、若しくは本来支給される額を超えて助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。

また、不正受給を行った場合は、

○ 不支給決定又は支給決定の取消し

○ 不支給決定又は支給決定の取消しを受けた日から5年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質な場合は、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

また、他の助成金でも不正受給が確認された場合も支給決定は行われません。

○ 返還に関しては、受給した日の翌日から返還が終了する日までの間、延滞金(法定利息)が加算されます。

### (4) 書類の整理保管

助成金の支給に関して提出した書類(訓練などの実施に要する費用、賃金の支出に関する証拠書類など)は、この助成金に関する支給(不支給)決定日から起算して5年間保存してください。

## 助成金の不支給要件

次のいずれかに該当する事業主等は助成金を支給できません。

- 1 偽りその他不正の行為により、雇用保険法第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則に基づく助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で不支給措置がとられている事業主等
- 2 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主等
- 3 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主等
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業並びに接客業務受託営業を行っている事業主等
- 5 暴力団関係事業所の事業主等
- 6 事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体に属している場合
- 7 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主等
- 8 助成金の不正受給が発覚した場合の公表について同意していない事業主等

☆ その他の支給要件については、各コースのページをご覧ください。また、事前に最寄りの都道府県労働局又はハローワークに御相談のうえ、助成金の利用計画を進めるようにしてください。

## パンフレットの用語について

- 「建設事業主」 建設労働者を雇用して建設事業を行う者であり、「Aの建設事業主」又は「Bの建設事業主」のいずれかを指します。  
 ※建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる「一人親方」及び「同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主」は、建設事業主にはあたりません。
- 「Aの建設事業主」・・・「建設の事業」の雇用保険料率※<sup>1</sup>の適用を受ける建設事業主
  - 「Aの事業所」・・・雇用保険の適用上ひとつの事業所として認められている「建設の事業」の雇用保険料率※<sup>1</sup>の適用を受ける事業所
  - 「Bの建設事業主」・・・「一般の事業」又は「農林水産業、清酒製造業」の雇用保険料率※<sup>2</sup>の適用を受ける建設業の許可※<sup>3</sup>を有する建設事業主
  - 「Bの事業所」・・・雇用保険の適用上ひとつの事業所として認められている「一般の事業」又は「農林水産業、清酒製造業」の雇用保険料率※<sup>2</sup>の適用を受ける事業所

- 「中小建設事業主」 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下、又は常時雇用する労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。
- 「Aの中小建設事業主」・・・「Aの建設事業主」かつ「中小建設事業主」である事業主
  - 「Bの中小建設事業主」・・・「Bの建設事業主」かつ「中小建設事業主」である事業主

- 「建設事業主団体」 次のいずれにも該当する建設事業主の団体（法人でない団体（代表者の定めがないなど実質的に団体性を欠くものを除く。）も含む。）又はその連合団体であるものをいう
- イ 構成員（団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員をいう。以下同じ。）のうちに占める建設事業主の割合が50%以上のものであること。
  - ロ 構成員である建設事業主のうちに占める雇用保険の保険関係が成立している事業に係る建設事業主の割合が50%以上のものであること。
  - ハ 財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行することができると認められるものであり、以下のいずれにも該当すること。
    - (イ) 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有すること。
    - (ロ) 代表者が置かれているほか、事務を行うのに必要な体制が整備されていること。
    - (ハ) 会計経理の独立性が担保されていること。

- 「中小建設事業主団体」 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が3分の2以上の団体をいいます。

- 「雇用管理責任者」 「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れ及び配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務とされています。  
 本助成金の申請を行うにあたり、建設事業主は、雇用管理責任者を選任していることが必要となります。

※1 「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業」として、令和4年度における雇用保険料率12.5/1,000（4～9月）、16.5/1,000（10～3月）の適用を受ける事業主

※2 令和4年度における雇用保険料率は「一般の事業」が9.5/1,000（4～9月）、13.5/1,000（10～3月）であり、「農林水産業、清酒製造業」が11.5/1,000（4～9月）、15.5/1,000（10～3月）です。

※3 建設業法における建設業の許可区分は以下のとおりです。

土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	タイル・れんが・ブロック工事	しゅんせつ工事	機械器具設置工事	建築一式工事	電気通信工事	
熱絶縁工事	石工事	管工事	舗装工事	防水工事	建具工事	水道施設工事	
大工工事	屋根工事	鋼構造物工事	板金工事	内装仕上工事	造園工事	消防施設工事	
左官工事	電気工事	鉄筋工事	ガラス工事	塗装工事	さく井工事	清掃施設工事	
							解体工事

### 1. 助成対象となる建設事業主団体

「建設キャリアアップシステム等普及促進事業（以下「CCUS等普及促進事業」という。）※<sup>1</sup>に係る最大1年間の事業年間計画を作成し、実施する次のいずれかに該当する建設事業主団体※<sup>2</sup>です。また、同事業の実施にあたり、事業推進委員会を設置するとともに、事業推進員を置くことが必要です。

区分	要件
全国団体	・全国的な規模で組織されているものであること ・連合団体にあつては、都道府県の区域を単位として設立された団体で構成されるものであること など
都道府県団体	・一の都道府県の地域におけるものであること ・構成員の数が15以上のものであつて、当該構成員が常時雇用する労働者の総数が100人以上のものであること など
地域団体	・構成員の数が10以上の建設事業主団体であつて、当該構成員が常時雇用する労働者の総数が50以上のものであり、都道府県団体及び全国団体に該当しないもの ・構成員の数が10以上のものであつて、事業内容が学校等の学生等又は教員を対象とするものであり、当該学校等関係者を事業推進委員会の構成員とするもの

※<sup>1</sup> 「CCUS等普及促進事業」については、2. を参照。

※<sup>2</sup> 「建設事業主団体」の要件については、P2の「建設事業主団体」を参照。

#### 事業推進委員会

事業推進委員会とは、支給対象となる建設事業主団体（以下「対象建設事業主団体」という）の構成事業主等によって構成され、CCUS等普及促進事業の企画及び立案を行うことを目的とする委員会です。「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）」と兼ねて設置し、同時開催することも可能です。

##### 構成員

対象建設事業主団体の役職員（必須）、対象建設事業主団体の構成事業主又は構成団体の役職員（必須）、事業推進員（必須）、その他必要とされる者（任意）

構成員の選任、人数（最低3名）は対象建設事業主団体が任意に定めることが可能

##### 業務

CCUS等普及促進事業の計画の策定、効果的な実施のために必要な事項の検討及び効果検証

##### 実施回数

一つの事業年間計画で2回以上

#### 事業推進員

事業推進員とは、CCUS等普及促進事業の実施について中心的な役割を担う者のことです。「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）」も併せて実施する場合は、兼任が可能です。具体的な基準は以下のとおりです。

##### 要件

CCUS等の普及促進に関して中心的な役割を担う者として対象建設事業主団体の長が認める者

##### 人数

1名以上

##### 業務

- ・事業推進委員会の活動の補佐
- ・計画に基づく各種事業の企画立案及び実施
- ・助成金に関する書類の作成
- ・（必要に応じて）傘下事業主等に対する雇用改善に関する相談・援助 等

##### 選任方法

対象建設事業主団体の役職員の中から選任又は部外者に対して委嘱して選任

※その他、事業推進員には都道府県労働局が主催する会議等において「CCUS等普及促進事業」の取組内容について御説明の協力をお願いする場合があります。

## 2. CCUS等普及促進事業

具体的には以下の表のとおりです。なお、事業実施期間は最大1年間です。（①の事業とともに、②～④のいずれかの事業を実施することが必要です。）

なお、事業実施による効果予測を届け出るとともに、事業実施後の数値を用いた効果検証に加え、構成事業主等を対象に調査を行い、支給申請時に報告することが必要です。

事業計画策定・効果検証事業（必須）	
①	事業推進委員会を開催し、事業の実施についての具体的な事業計画を策定の上、効果的な事業の実施のために必要な事項を検討するとともに、取組結果に対する効果検証を行う事業
CCUS等を普及・促進するための各種事業（以下から選択（複数でも可））	
事業名	事業内容
②	<p>CCUS等登録促進事業</p> <p>建設事業主団体が、中小構成員等（注1）に対し、事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料の全部又は一部を補助する事業</p> <p>※ 事業者登録料は、1人以上の技能者登録料と合わせて補助する場合又は全ての雇用者が技能者登録を完了している場合に限る。</p> <p>※ 技能者登録料及びレベル判定手数料は、技能者本人に負担させていない場合に限る。</p>
③	<p>CCUS等登録手続支援事業</p> <p>建設事業主団体が、中小構成員等（注1）を対象に事業者登録、技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続等（手続に関する相談・援助を含む。）を支援する次のa又はbの事業</p> <p>a 団体職員又は事業を専属的に行うために雇い入れたアルバイト等を活用して実施する事業</p> <p>b 外部機関（行政書士等）に委託して実施する事業</p>
④	<p>就業履歴蓄積促進事業</p> <p>建設事業主団体が、中小構成員等（注1）におけるカードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進する次のa又はbの事業</p> <p>a 各種機器等を購入、リース又は契約により調達し、中小構成員等に対し、無償で貸出・提供する事業</p> <p>b 中小構成員等が各種機器等を購入、リース又は契約した際の費用負担に対し、全部又は一部を補助する事業</p>

（注1）中小構成員等とは、以下のいずれかに該当する者です。

- ① 建設事業主団体の構成員である中小建設事業主
- ② 構成員と直接の関係がある中小建設事業主（下請の中小建設事業主など）のうち、建設事業主団体が適当と求めた者
- ③ 建設事業主団体の構成員である一人親方
- ④ 構成員と直接の関係がある一人親方（下請の者など）のうち、建設事業主団体が適当と認められた者

（注2）中小構成員等以外の者を対象に事業を実施することは可能ですが、助成対象とはなりません。ただし、CCUS等登録手続支援事業については、中小構成員等以外の者が含まれても助成額の減額等は行わない。

### 3. 助成額

中小建設事業主団体の場合

支給対象費用の **2/3**

中小建設事業主団体以外の場合

支給対象費用の **1/2**

支給申請日を基準とし、  
1事業年度（4/1～3/31）あたりの上限額

全国団体	3,000万円
都道府県団体	2,000万円
地域団体	1,000万円

人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））における支給額は、本コースにおける支給上限額に影響しません。

### 4. 助成期間

事業名	助成期間
CCUS等登録促進事業	同一の中小構成員等につき1回限り（異なる種類の登録費用等である場合を除く。）
CCUS等登録手続支援事業	各建設事業主団体につき1回限り（最長1年間）
就業履歴蓄積促進事業	同一の中小構成員等につき1回限り

### 5. 対象となる経費

①事業計画策・定効果検証事業

支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
人件費	実費相当額。ただし、1人当たり3,600,000円/年を限度とし、最大3名までを対象とする。	事業推進員が事業計画策定・効果検証事業に係る業務に従事したことが確認できる時間に限り対象とする。 ※ 事業推進員の人件費に対する助成の合計額が助成額全体の6割を超える場合は、その超える分の支給は対象外
委員謝金	委員1人1日当たり30,700円までの実費相当額（部外委員に限る。）	(i) 委員謝金の範囲 事業推進委員会及び本事業を行うために特別に設置した委員会の委員の謝金をいうものであること。 (ii) 委員謝金の支給の対象となる者 事業推進委員会等の委員であって当該団体から報酬を受けていない者とする。
旅費	実費相当額 ※助成額は、宿泊費と合わせて上限400万円（地域団体は200万円）	勤務先（勤務先のない場合は自宅）から目的地までの旅行に要した鉄道賃（グリーン料金を除く）、船賃（特1等を除く）、航空賃（ファーストクラス・ビジネスクラスを除く）、バス賃及びタクシー代（公共交通機関を利用することが困難又は合理的ではない場合に限り）
宿泊費	1人1泊15,000円までの実費相当額 ※助成額は、旅費と合わせて上限400万円（地域団体は200万円）	事業計画策定・効果検証事業に参加するための宿泊費
会議費	1人当たり150円までの実費相当額	茶菓代等
消耗品費	実費相当額	事業計画策定・効果検証事業の実施に必要な消耗品費とし、事務用の消耗品（各種用紙、文房具等でその性質が長期の使用に適しないもの）の代価をいうものであること。
その他経費	実費相当額	その他助成することが必要と認められる経費に限る。

## ②CCUS等登録促進事業

支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
補助金	a 技能者登録料 及び事業者登録料 b レベル判定手数料 c 見える化評価の手数料	a (一財)建設業振興基金が定める額とし、登録料を負担する中小構成員等につき、1回に限り対象とする。 b 建設技能者能力評価制度推進協議会が定める額とし、手数料を負担する中小構成員等につき、1回に限り対象とする。 c 見える化評価の実施団体が定める額。ただし、中小構成員等につき1者あたり50,000円を上限とし、手数料を負担する中小構成員等につき、初回の手数料に限り対象とする。
その他経費	実費相当額	その他助成することが必要と認められる経費に限る。

※ 対象事業主団体が補助した以下の経費については、対象経費から控除すること。

- (a) 中小構成員等以外の者に対し補助した額
- (b) 中小構成員等に対し更新に要する登録費用等について補助した額
- (c) 当該対象事業主団体が過去に本事業による助成を受けた事業において対象とした中小構成員等に補助した額（過去に助成対象となっていない種類（上記の表のa～cの区分をいう。）の登録費用等を中小構成員等が負担した場合の補助額を除く。）

## ③CCUS等登録手続支援事業

支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
人件費	実費相当額	事業に専任で従事する者を雇い入れたアルバイト等に限る（団体職員の人件費は対象外）
謝金	実費相当額	行政書士などへ業務を依頼した場合の謝金
委託費	実費相当額	外部機関（行政書士など）への業務委託費
旅費	実費相当額	事業の実施に必要な旅費
宿泊費	1人1泊15,000円まで 実費相当額	事業の実施に必要な宿泊費
印刷製本費	実費相当額	事業の実施に必要な印刷製本費とし、文書、ポスター、パンフレット、リーフレット等の印刷費、製本表装代及びコピー代（用紙代を含む。）
施設借上費	実費相当額	事業に専任で従事させるために雇い入れる者に係る新たに借り入れた事務室（対象事業主団体の事務所の一画を使用する場合等を除く。）や技能者登録等に関する合同相談会等を開催するために必要な会場借上費など
機械器具等借上料	実費相当額	事業の実施に必要な機械器具及び各種用具類の借上料（④の就業履歴蓄積機器等整備費を除く。）
会議費	1人当たり150円までの実費 相当額	茶菓代等
消耗品費	実費相当額	事業の実施に必要な消耗品費とし、事務用の消耗品
備品賃借費	実費相当額	実費相当額（④の就業履歴蓄積機器等整備費を除く。また、本事業のみに使用する備品のリース料とし、賃借契約期間の総契約額から実施期間分のリース額を算出する。）
通信費	実費相当額	事業に係る経費に限る。
傷害保険料	実費相当額	CCUS登録手続支援事業の実施に必要な傷害保険料とし、合同相談会等を開催した場合など
その他経費	実費相当額	その他助成することが必要と認められる経費に限る。

④就業履歴蓄積促進事業

支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲						
<p>購入費 リース料 関連経費</p>	実費相当額	<p>a 就業履歴を蓄積する機器、ソフトウェア等の導入に関する購入費、リース料、契約料（初期導入費用、定期利用料）等）</p> <p>b 関連経費として、各種機器又はシステム等の運用に必要不可欠なパソコン、タブレット、インターネット接続機器等の購入費又はリース料、インターネット接続の利用料、各種機器等の設置費用、システム等の導入に関する説明会の開催費用等</p> <p>c 無償貸与又は無償提供を行ったものに限り対象とする。 ※この場合、上記bの関連経費の算出にあたり、無償貸与又は無償提供が完了していないものが含まれている場合には、その関連経費を控除すること（控除額が明確ではない場合は、経費の按分により算出して控除すること）。</p> <p>&lt;上記a～cの上限額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カードリーダーの購入費及びリース料（その運用に必要不可欠な上記bの経費を含む。）</td> <td>1台につき30万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア等の契約料（その運用に必要不可欠な上記bの経費を含み、月額等の利用料を含む。）</td> <td>同一の事業年間計画期間につき300万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	カードリーダーの購入費及びリース料（その運用に必要不可欠な上記bの経費を含む。）	1台につき30万円	ソフトウェア等の契約料（その運用に必要不可欠な上記bの経費を含み、月額等の利用料を含む。）	同一の事業年間計画期間につき300万円
区分	上限額							
カードリーダーの購入費及びリース料（その運用に必要不可欠な上記bの経費を含む。）	1台につき30万円							
ソフトウェア等の契約料（その運用に必要不可欠な上記bの経費を含み、月額等の利用料を含む。）	同一の事業年間計画期間につき300万円							
補助金	中小構成員等に補助した額	<p>中小構成員等が負担した上記の欄のa及びbの経費に対し、対象事業主団体が補助した額</p> <p>&lt;上限額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カードリーダーの導入に対する補助</td> <td>1台につき30万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア等の導入に対する補助</td> <td>同一の事業年間計画期間につき300万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	カードリーダーの導入に対する補助	1台につき30万円	ソフトウェア等の導入に対する補助	同一の事業年間計画期間につき300万円
区分	上限額							
カードリーダーの導入に対する補助	1台につき30万円							
ソフトウェア等の導入に対する補助	同一の事業年間計画期間につき300万円							
その他経費	実費相当額	その他助成することが必要と認められる経費に限る。						

※対象事業主団体が補助した以下の経費については、対象経費から控除すること。

- a 中小構成員等以外の者に対し補助した額
- b 過去に本事業により助成を受けた事業において対象とした中小構成員等に補助した額
- c 中小構成員等以外の者に無償貸与又は無償提供するために導入した機器、ソフトウェア等の購入費、リース料又は契約料（その運用に必要不可欠な上記の表の「その他経費」を含む。）
- d 過去に本事業により助成を受けた事業において対象とした中小構成員等に無償貸与又は無償提供するために導入した機器、ソフトウェア等の購入費、リース料又は契約料（その他運用に必要不可欠な上記の表の「その他経費」を含む。）



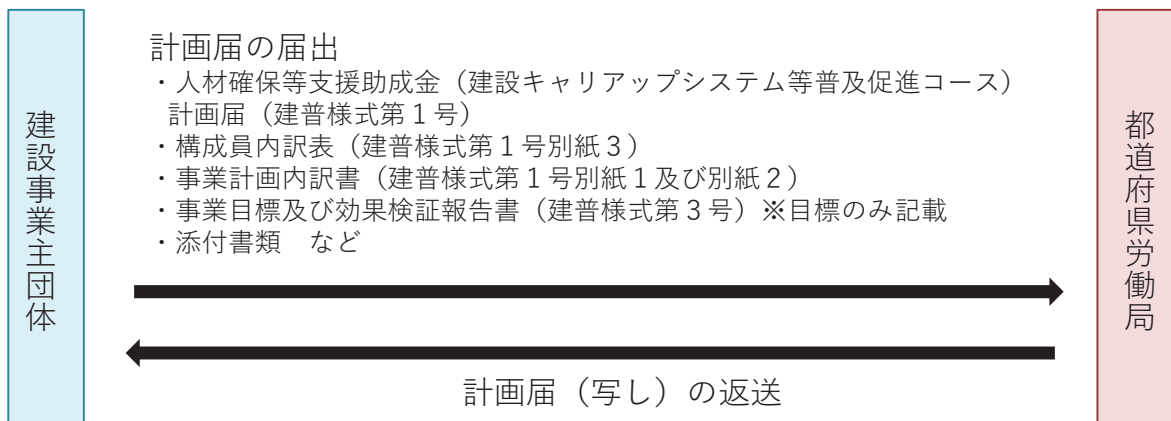
## 6. 手続き

### ① 計画届の届出

事業を実施しようとする日の原則2週間前※までに、必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。なお、計画届の提出は年度内1回までとし、事業計画期間の重複する計画を提出することはできません（事業の追加が必要な場合は計画変更届を提出してください）。

※4月1日から7月末日までに事業を開始し、かつ事業の終期を当該年度内にする場合は5月末日

※施行当初の特例として、事業を実施しようとする日が令和4年4月1日から同年5月31日までの間になる場合は、提出期限を「令和4年4月28日」又は「事業実施（計画期間）の初日の2週間前」のいずれか遅い日とする。



### ※ 計画届の変更

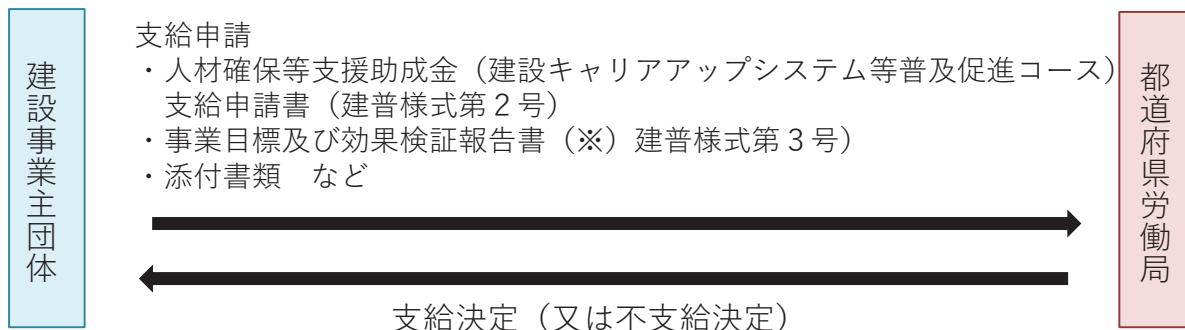
計画届を提出した中小建設事業主団体は、届け出た内容に変更（①届け出していない事業を新たに行う場合、②所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合、③事業推進員に変更がある場合）が生じるときは、事前に必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。

### ② 支給申請

個別の事業（CCUS等登録促進事業、CCUS等登録手続支援事業、就業履歴蓄積促進事業の各事業をいう。）の終了した日の属する月に応じ、原則として次の表に掲げる区分に応じて、必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。

また、CCUS等登録促進事業又は就業履歴蓄積促進事業のうち、中小構成員等に補助金を支出するものについては、支払が完了している中小構成員等ごとに支給申請することができる（就業履歴蓄積促進事業は、無償の貸出・提供が完了しているものに限る。）

事業終了月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌年の1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで



※原則、支給申請書と同時に提出してください。同時提出ができない場合は、その理由及び提出予定時期を記した書類を支給申請書に添付し、事業終了後3か月以内または事業終了年度の3月末日までのいずれか早い日までに提出してください。

## 7. 提出書類

32ページ以降をご覧ください。

助成金についてのお問い合わせ先

労働局	担当	所在地	電話番号
北海道	職業安定部 職業対策課 雇用助成金 さっぽろセンター	〒060-8566 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎3階	011-738-1043
青森	職業安定部 職業対策課	〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階	017-721-2003
岩手	職業安定部 職業対策課	〒020-0043 盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1 マリオス 6F	019-625-0515
宮城	職業安定部 職業対策課 、訓練室	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8063 022-205-9855
秋田	職業安定部 職業対策課	〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル5階	018-883-0010
山形	職業安定部 職業対策課	〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F	023-626-6101
福島	職業安定部 職業対策課	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4F	024-529-5409
茨城	職業安定部 職業対策課	〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎7F	029-224-6219
栃木	職業安定部 職業対策課	〒320-0043 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎4階	028-614-2263
群馬	職業安定部 職業対策課	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階	027-210-5008
埼玉	職業安定部 職業対策課	〒330-6016 さいたま市中央区 新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F	048-600-6209
千葉	職業安定部 職業対策課	〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6階	043-441-5678
東京	ハローワーク 助成金事務センター	〒169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎2階	03-5332-6927
神奈川	神奈川 助成金 センター	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル5F	045-277-8801
新潟	職業安定部 職業対策課	〒950-0965 新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1階	025-278-7181
富山	職業安定部職業対策課 助成金センター	〒930-0008 富山市神通本町1-6- 9MIPSビル6F	076-432-9162
石川	職業安定部 職業対策課	〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階・6階	076-265-4428
福井	職業安定部 職業対策課	〒910-8559 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2655
山梨	職業安定部 職業対策課	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2858
長野	職業安定部 職業対策課	〒380-8572 長野市中御所1-22-1	026-226-0866
岐阜	職業安定部 職業対策課	〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階	058-263-5650
静岡	職業安定部 職業対策課	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50	054-271-9970
愛知	職業安定部 あいち雇用助成室	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 伏見庁舎11階	052-219-5519
三重	職業安定部 職業対策課	〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	059-226-2306

労働局	担当	所在地	電話番号
滋賀	職業安定部 職業対策課	〒520-0806 大津市打出浜14-15	077-526-8251
京都	職業安定部 職業対策課	〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る 虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階	075-241-3269
大阪	職業安定部 雇用保険課 助成金センター	〒540-0028 大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通FNBビル	06-7669-8900
兵庫	職業安定部 職業対策課 ハローワーク 助成金デスク	〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階	078-221-5440
奈良	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル4階	0742-35-6336
和歌山	職業安定部 職業対策課	〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073-488-1161
鳥取	職業安定部 職業対策課	〒680-8522 鳥取市富安2-89-9	0857-29-1708
島根	職業安定部 職業対策課	〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7022
岡山	職業安定部 職業対策課 助成金事務室	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル 6階	086-238-5301
広島	職業安定部 職業対策課	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F	082-502-7832
山口	職業安定部 職業対策課	〒753-8510 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0383
徳島	職業安定部 職業対策課	〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-611-5387
香川	職業安定部 職業対策課	〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8923
愛媛	職業安定部 職業対策課 職業対策課分室 (助成金センター)	〒790-0878 松山市勝山町二丁目6-3 FJ松山ビル2階	089-987-6370
高知	職業安定部 職業対策課	〒781-9548 高知市南金田1番39号	088-885-6052
福岡	職業安定部 職業対策課 福岡助成金 センター	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館1階	092-411-4701
佐賀	職業安定部 職業対策課	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7173
長崎	職業安定部 職業対策課	〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095-801-0042
熊本	職業安定部 職業対策課	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-211-1704
大分	職業安定部 職業対策課	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル 4階	097-535-2100
宮崎	職業安定部 職業対策課	〒880-2105 宮崎市大塚山西1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内	0985-62-3125
鹿児島	職業安定部 職業対策課	〒892-0847 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル	099-219-8712
沖縄	職業安定部 職業対策課 沖縄助成金センター	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎(1号館)1F	098-868-1606